

知財アレルギーへの レクイエム♪

the requiem for people with an allergy to intellectual property



Lesson 7 : 誤認惹起行為(1)

中川 淨宗

1. はじめに♪

皆さんこんにちは。3月に入って桜のつぼみもだいぶ膨らんできました。知的財産の「永遠の^{ジョングルール}吟遊詩人(!)」こと弁理士の中川^{きよむね}淨宗です。

今回のテーマは、我々の生活に大きな影響を及ぼすこともある「誤認^{じゃつき}惹起行為」について説明します。皆さんもこの行為をめぐる事件をニュースなどで聞いたことがあると思います。

誤認惹起行為とは、例えばボルドー産以外のワインに「ボルドー産」と記載したラベルを貼り付ける行為、そしてそのようなラベルを貼り付けたワインを販売する行為などをいいます。

このような行為は、「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）」や「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」などを含め、複数の法律によって規制されることがあります。

しかし今回は、知的財産法の一つである「不正競争防止法」が誤認惹起行為を具体的にどのように規制しているのかについて説明しましょう。



本稿は個人レッスン形式で進めていきます。久しぶりなので、簡単に自己紹介をお願いします。



学校の勉強とお稽古事で頭がいっぱいだけど、知財のことならまだまだ入る、「クラス一の知恵袋」、女子高生の^{ちあき}知明です。



家のローンと子どもの学費で頭がいっぱいだけど、知財ならまだ入る(といいな)、「社内一の笑い袋」、メーカー知財部長の^{のりお}法雄です。

2. 規定の趣旨♪



まず、誤認惹起行為は私たちにとって非常に身近な問題です。

知明さんや法雄さんは、日常生活で誤認惹起行為のトラブルに遭遇したことはありますか？



そういえば以前、学校の近くの洋菓子店に行ったんです。

そしたら、ショーケースに「パティシエールの手作りケーキ」って書いてあったから買ったのに、実は機械で作られたケーキだったんです。ちょっとダマされた気がしましたね……。



知明さん、そういった経験なら、私にもありますよ。

私は、グラビア誌の広告に「女優P子の未公開写真満載！」って書かれていたから買ったのに、以前に買った別のグラビア誌に掲載された写真ばかりだったんです。大いにダマされた気がしましたなあ……。



ちょっと法雄さん、私の顔まねしないでくださいよ。

ところで先生、こういった誤認惹起行為が何となく悪いことだというのは分かりますが、あらためて考えると、不正競争防止法で規制する理由はどこにあるのでしょうか？



例えば、機械で作った同じようなケーキを同じ値段で販売するA店とB店があるとしましょう。

A店のショーケースには「機械製のケーキ」であると本当の製法を表示しているのに、B店のショーケースには「手作りケーキ」であるとウソの製法を表示している場合、本当の製法を知らなかったとすれば、知明さんはどちらのお店でケーキを買いますか？

 それはもちろんB店のケーキですよ。だって、「機械製のケーキ」よりも「手作りケーキ」のほうがおいしそうな感じがしますからね。

 そうすると、不適正な表示をして商売を行うB店は、適正な表示をして商売を行うA店から顧客を奪ってしまうことになります。

もし、これを放置しておけば、誰も適正な表示による商売をしなくなってしまうでしょう。これでは不正競争防止法が目的とする「公正な競争秩序」の維持を図ることができません。

 だから不正競争防止法は2条1項13号で誤認惹起行為をこの法律で規制すべき「不正競争」の1つと位置づけているのですなあ。

確かに、「女優P子の既に公開された写真満載！」と本当のことを表示しても、グラビア誌は売れません。

グラビア誌が売れるからこそウソの表示をするわけですが、それはフェアな商売とはいえないですな！

3. 第1の要件♪

 さて、不正競争防止法上の誤認惹起行為に該当するためには、これからお話しする4つの要件をすべて満たさなければなりません。

第1の要件は、誤認させるような表示が「商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信」に行われることです。

 「商品」に対する表示には、商品それ自体に対する表示が含まれるのは当然ですよ。

例えば、電機メーカーが外国製の冷蔵庫に「日本製」と印刷したラベルを貼り付ける場合が考えられます。

 また、その商品を収納する容器または包装に付ける表示も、商品に対する表示に含まれます。

今度は、先ほどの冷蔵庫を収納する包装箱に「日本製」と印刷したラベルを貼り付けるような場合ですなあ。

 それから、商品に対する表示には、その商品の付属品に対する表示も含まれますよ。

例えば、さっきの冷蔵庫の取扱説明書や保証書などに「日本製」と印刷するような場合です。

 そして、「役務」に対する表示には、少し難しい言い方になりますが、役務の提供に供する物に付ける表示などが該当します。

例えば、役務（サービス）として喫茶店における飲食物の提供を考えてみてはいかがでしょうか？

 その場合には、喫茶店のメニューなどが役務の提供に供する物に当たりますなあ。

そうすると、例えば本当はブラジル産ではないコーヒー豆を使用しているのに、喫茶店のメニューに「ブラジル産コーヒー豆100%」と表示する場合がこの事例に該当します。

 次に、これもやや分かりにくいのですが、「広告」とは、公衆に対して行われる表示であって、営業目的をもって行われるものであり、その媒体が何かは問いません。

 そうすると、広告には、新聞、雑誌、テレビなどのマスメディアを通じた広告が含まれるのは言うまでもないですね。

それに、店頭で設置した看板などの屋外広告物による広告や、ウェブサイト上の表示などの通信回線を通じた広告なども考えられます。

例えば、人気の冷蔵庫について、家電量販店が本当は10台しか入荷できなかったにもかかわらず、新聞広告や店頭看板、お店のウェブサイトなどに「人気の冷蔵庫100台入荷！」と表示する場合がこれに該当するでしょう。

 それに知明さん、先生のお話によれば、広告の媒体が何かは問題にならないので、口頭による広告なんてことも考えられますなあ。

先ほどの家電量販店でいえば、店員が顧客に対して「ウチは100台も入荷していますよ」と説明する場合です。

 そうですね。それでは最後に、「取引に用いる書類若しくは通信」とは何かについて説明しましょう。

「書類」とは、営業取引に用いられる書類のことをいい、「通信」とは、営業取引に用いられる書類以外の通信形態の一切のものをいいます。



まず、書類には、注文書、請求書、領収書、それに送り状などが該当しそうですね。

そうすると、電機メーカーが顧客に提出する見積書に、実際の内容量は400ℓの冷蔵庫に「内容量500ℓ」と記載してしまう場合が考えられます。



また、通信には、封筒、電話、FAX、それに電子メールなどが該当しそうですね。

ですから、さっきの例でいえば、電機メーカーが顧客に電子メールを送った際に、「500ℓも入る冷蔵庫ですよ」と説明するような場合です。



もっとも、会社などの事業者が用いるすべての書類や通信が、ここでいう「取引に用いる書類若しくは通信」に該当するわけではないことに注意してください。

つまり、各種の伝票や社内LANといった事業者の内部で用いる書類または通信に誤認を引き起こす表示をしたとしても、一般にこの規定による規制の対象ではないのです。



確かに、さっきの例でいえば、私が部下の産賀君から社内メールを受け取った際、「部長、500ℓも入る冷蔵庫ですよ」と説明されたとしても、会社と私の間で冷蔵庫の取引をするわけではないですからなあ。

実は産賀君からは、よく社内メールで「部内でグラビア誌を読まないでください！」って注意されるんですよ。

4. 第2の要件



(だからボーナスの査定に響いてお家のローンがなかなか減らないのでは?)

さて、第2の要件は、「商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量について誤認させるような表示」であるか、「役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示」であることです。



商品の「原産地」の表示とは、国名および地方名をはじめとする一定の場所を示す名称のことで、その地理的な範囲が広い狭いかは関係なく、日本および外国の地名が含まれると考えられています。



ナルホド、原産地の表示はそのように広い意味を持っていることから、行政区画の名称はもちろん、昔の地名や地理的な名称なども原産地の表示に該当するわけですね。



ですから、東京は銀製品が有名なのですが、東京以外で作られた銀製品に「東京」や「江戸」と表示することや、駿河湾は桜えびの名産地ですが、駿河湾以外で採れた桜えびに「駿河湾」と表示することも誤認惹起行為になり得るわけです。



そのとおりですね、知明さん。そして、この原産地には、商品が生産または製造された場所は当然として、商品が加工され、商品価値が加えられた場所も含まれます。



カミさんがねだるダイヤモンドでいえば、ダイヤモンドの原石が採掘される「ロシア」などが生産地としての原産地に該当します。

一方、ダイヤモンドの研磨加工が行われる「インド」も加工地としての原産地に該当するわけですね。

ところで先生、原産地の「表示」といったときは、「フランス産」や「Made in France」といった表示のことだけを指すのでしょうか？



いえ、原産地の表示とは、法雄さんがおっしゃったように、必ずしも原産地を直接的に表示するものとは限りません。

その表示が付けられた商品全体を観察してみて、その商品の需要者または取引者がその表示を原産地の表示であると認識するならば、それは原産地の表示に当たる可能性があります。



例えば、パリの「エッフェル塔」や「凱旋門」はフランスを象徴する代表的な建造物です。

そうすると、フランス産以外のワインに、「エッフェル塔」などを描いたラベルを貼り付けた場合も、そのワインをフランス産だと勘違いして買ってしまう人がいるかもしれません。



ですから、「フランス産」といった直接的な表示だけでなく、エッフェル塔のイラストなどの間接的な表示であっても、誤認惹起行為として規制する必要があるのです。

次に、商品の「品質」または役務の「質」とは、その商品や役務の材料、成分、性質、性能、効果などのことをいいます。

 商品の品質についていえば、綿100%のブラウスに「絹100%」といった表示をすることです。

また、役務の質についていうと（実は私もちょっぴり惹かれるんですけど……）、エステティックサロンがそんな効果は全然ないのに「1カ月で絶対5kg痩せる！」といった表示をするような場合でしょう。

 そして、商品または役務の「内容」とは、ちょっと分かりにくいかもしれませんが、その商品または役務に関する属性のことです。

 いや先生、冒頭の私の話がその分かりやすい例ですよ。

つまり、別のグラビア誌に既に掲載された写真ばかりであるにもかかわらず、未公開の写真が満載のグラビア誌だと広告する場合です。

 （グラビア誌ばかり買ってるから、お家のローンがなかなか減らないんじゃないの？）

さてと……。 「製造方法」とは、その商品の製造に際して用いられた方法のことをいいます。

これは私の最初の話に出てきたように、機械で作ったケーキなのに、ショークースに「パティシエールの手作りケーキ」と表示することです。

 そして「用途」とは、その商品または役務の特性に対応した使い道のことをいいます。

例えば、工業用アルコールであるにもかかわらず、「飲用アルコール」と表示して偽ってしまう場合です。

 酒好きの私でも、工業用アルコールまでは飲めませんよ。

最後に「数量」とは、商品の場合、その個数や内容量など、役務の場合、その提供回数や提供期間などのことをいうんです。

これはさっきの話にもありましたが、家電量販店が10台しか入荷できなかった人気の冷蔵庫について、「100台入荷！」と表示する場合です。

 ところで先生、商品の「価格」など、不正競争防止法2条1項13号に挙がっていない要素はどのように取り扱われるのでしょうか？

例えば、家電量販店のX社は、同じ冷蔵庫の価格について、「Y社さんよりもお安くします！」と広告に表示しながらも、実際にはY社より安くないといった場合です。

 実は、価格のように2条1項13号に列挙されていない要素について誤認させるような表示は、一般にこの規定による規制の対象にはならないと考えられています。

それは、価格についての誤認惹起行為を不正競争として扱う社会的な合意がまだ得られていないことなどを理由

に、立法の検討の際に「価格」をこの規定に列挙することが見送られたという経緯があるためです。

 それに不正競争に該当するとなれば、差止請求などによる強力な規制の対象になりますね。

そうすると、企業は誤認惹起行為になることを心配して、正当な事業活動ができなくなるおそれがあります。

だから、規制の対象をむやみに広げることもまた適切ではないのです。

 それでは先生、今回は誤認惹起行為の残り2つの要件、他人の商品を使用した不当表示行為の問題、そして誤認惹起行為に該当しても権利行使を受けない適用除外などを解説していただけるんです。

そうだ！ 数量の話が出たのでお聞きしたいんですが、知明さんの「数量」（体重）はどれぐらいなんですか？

 フフッ。そんなこと聞くんだったら、私も産賀さんに法雄さんの「品質」（会社での評価）を聞いてやいますからね（怒）！

（次回に続く）

中川 淨宗（Kiyomune Nakagawa）

中川特許事務所 所長／弁理士

2006年に弁理士試験合格後、特許事務所を開業、知的財産の実務に携わり、今年から東海大学情報理工学部の講師も務める。先日サン＝サーンスの交響曲第3番「オルガン付き」をコンサートで聞き、ピアノとあわせてパイプオルガンが自宅に欲しくなった。

〒231-0006 神奈川県横浜市中区南仲通3-35横浜エクセレントⅢ TEL045-651-0236
URL : <http://www.ipagent.jp/index.html>
E-mail : customer@ipagent.jp